

出張報告書

アジア環太平洋研究公正ネットワーク会議 2017 Asian and Pacific Rim Research Integrity (APRI) Network Meeting

開催地 香港大学、香港特別行政区

開催日 2017年2月20日(月)-22日(水)

【会議の概要】

本会議は、香港大学およびサンディエゴ大学が共同して遂行しているアジア環太平洋地域の研究教育機関における研究公正に関する研究プロジェクトの一環として開催されたものである。出席者は110名、台湾、香港、中国本土、米国、シンガポール、日本、オーストラリア、インド、パキスタンなど20カ国から集まった。身分は大学の教員が中心であったが、IR(Institutional Research)や研究支援を専門とする職員や大学院生、学術誌の編集委員など、研究者以外の出席者も見られた。また、本会議の委員長を務める香港大学のFrederick Leung教授によれば、環太平洋地域という広範な地域連携を目指した動機は、世界の人口の半数以上、研究成果の25%以上が当該地域におけるものであるとともに、文化的な多様性と近似性が公正さの理解にどのような影響があるかを理解する助けになる点にあるという。事実、そうした多様性を反映してか、基調講演でも一般発表でも、それぞれの国や研究機関、学術誌、あるいは国際的な会議を通じて制定された研究不正の基準や声明、研究者への教育プログラムについて報告がなされていた。

また本会議は、複数回にわたり開催されている世界研究公正会議と連携しており、これまでに制定された研究公正についてのシンガポール声明 Singapore Statement on Research Integrityやモンリオール声明Montreal Statement on Research Integrity in Cross-Boundary Research Collaborationsをもとに、国際的な共同研究におけるガイドラインとその効果に関する調査を行っていた。結果は2017年5月にアムステルダムで開催される第5回世界研究公正会議で検討されるとのことである。

この会議に特徴的なのは、出席者同士のネットワークを作ることを強く意識した編成となっている点である。始まりの基調講演から2時間ほどの講演時間のうち半分近くを出席者の発言に使い、会議を通じて論じたい主題を表明させた。また、招待講演や口頭発表の間に、5つほどグループに分かれて部屋が割り当てられ、研究公正に関して75分のディスカッションを行う時間が3日間の会議のうち合計4回設けられた。ランチやコーヒブレイクの機会も合わせると、互いに一つの主題について情報交換や議論を交わすことに非常に多くの時間が割かれていた。ただ漫然と講演を組み込むだけのプログラムとは違い、いかに出席者の発言を促すかを考えた内容となっていた。

*参考URL

研究公正に関するシンガポール声明 Singapore Statement on Research Integrity

<http://www.singaporestatement.org>

越境型研究協力における研究公正に関するモンリオール声明 Montreal Statement on Research Integrity in Cross-Boundary Research Collaborations

<http://www.researchintegrity.org/Statements/Montreal%20Statement%20English.pdf>

【2月20日】

- ・研究不正となる行動：捏造、改ざん、盗用、不適切な引用、不適切なオーサーシップと謝辞

- ・ 中立的な立場で研究不正を判断する基準の必要性。APEC研究公正基本原則の紹介。
- ・ Natureの論文執筆ガイドラインに見られる倫理的規定の紹介。

一日目では、研究不正や疑わしい研究の原因や遠因および望ましい研究実践についてパネルディスカッションが行われた。最初のディスカッションでは、オーストラリア・ディーキン大学のDaniel Barr博士とオーストラリア、RMIT大学のPaul Taylor博士の講演に続き、パキスタンのアガ・カーン大学El-Nasir MA Lalni教授と台湾・台湾総合大学系統のOvid Tzeng教授がパネリストとして議論を主導した。ここでは研究不正として、データの捏造や改ざん、論文での盗用や自己盗用、あるいはグレーゾーンに位置付けられる行為があげられた。必ずしも不正と断定できなくとも、疑わしい行動は、科学的探求の信頼を損ねるが故に有害である、という意見が出された。自己盗用の具体例として、複数の言語で同じ内容の論文を二重投稿する例、国際会議のプロシーディングスを改めて査読付き論文として投稿し、実際よりも研究業績の数を水増しして見せる例がしばしば引き合いにだされた。

こうした不正行動を研究者がとる環境要因として、昇進や競争的資金獲得のため、権威ある媒体での査読付き論文を出版しなければならないというプレッシャーがまず挙げられていた。同時に研究者個人の知識や資質の問題として、その道徳心、個人の性格、技術や経験にも言及があった。加えて分野や地域による文化的背景といった様々な観点が示唆された。ただし、学生が盗用を行なった場合は、不正として処罰するというよりも、教育の途上であるという理由でその教育内容を問題視する声が多い。

そして、不正かどうかの判断を誰が行うかという問題も指摘された。研究機関にとってそこに所属する研究者が不正や疑わしい行為に関わったことを認めるのは社会的な信頼の喪失を意味するがゆえに、フェアな判断をすることは難しい。研究不正の基準として2018年中葉までに公表が予定されているAPEC研究公正基本原則が紹介された(APEC Guiding Principles for Research Integrity, <https://aimp2.apec.org/sites/PDB/Lists/Proposals/DispForm.aspx?ID=1768>)。

続く基調講演では、Natureの編集者であるEd Gerstner博士が、当誌で採用している、論文執筆のガイドラインを紹介しながら生じやすい不正とその対策について議論が行われた。科学論文では、後から発表内容に間違いが見つかることは決して珍しくなく、それ自体が重大というわけではない。論文執筆時に不正として問題になるのは、盗用、目を通していない文献を引用する、孫引きをする、あるいは参照した論文に言及しないなど不適切な引用を含めたものである。Natureのガイドラインでは実際、オーサーシップをもつ基準、著者の責任、盗用や捏造の基準や不正が発覚したのちの対応などの詳細が明記されている。また、盗用を発見するために、CrossCheck(<https://www.crossref.org/services/similarity-check/>)サービスを利用し、草稿の段階で類似性した文章を含まないかどうかをチェックしている点にも言及があった。このサービスを利用している科学雑誌は合計83に登り、一度採択した論文でも類似性チェックを行なった結果、6~23%もの論文を不採用とする必要に迫られたという(<http://www.nature.com/nature/journal/v466/n7303/full/466159b.html>)。

こうした不正行為は、教育によって部分的に解決できるという主張が展開された。パネリストである東京工業大学の札野順教授ならびに香港大学のMai Har Sham教授からは状況改善の提案として、研究者、行動、その結果それぞれについて、徳倫理、義務論、功利主義的な観点から検討する方針が出された。例えば、研究者は、多くの論文を出版し、インパクトファクターや引用数を増やし、自身の昇進や大学のランキングを考えるなど、研究者であるがゆえの利害がある。そこで論文執筆に関わる不正を行わないためには、研究者としての卓越性(academic excellence)の涵

養が必要であり、質の高い研究と研究者がその責任を担う者だという行為者に目を向けた徳倫理的な観点が必要である。また、研究に関わる行動の善し悪しを検討する際には、行為そのものの道徳的価値評価を行うべきであり、義務論的な観点が必要とされ、その行動の結果がどのような影響を持つか考えるにあたっては功利主義倫理学に基づく選択肢の比較考慮が必要になる、といった内容であった。

*参考URL

『ネイチャー』出版に関わる倫理規定 Nature, Publication Ethics;
<http://www.nature.com/authors/policies/publication.html>

【2月21日】

・研究倫理教育プログラムの作成とその効果が主題。各国、各研究機関ごとの具体的な取り組みが紹介された。

二日目は、二つのパネルディスカッションと一般公募で選ばれた口頭発表が行われた。

最初のパネルディスカッションは研究機関で研究公正を守る仕組みや教育方法とその効果が主題であった。チェアを務めるシンガポール、南洋理工大学のTony Mayer氏は、公正な研究活動を行うためには、研究者に対する法律遵守並びに倫理性を身につけるための教育プログラムが重要であり、特に組織のトップに立つ人物が研究公正を重んじる必要があると述べた。この際、教育プログラムへの研究者の反発を含め、受講者の不満を重視すべきであると付け加えられた。ここで達成が目指されている倫理性とは、疑わしい行動を避け、責任ある研究活動を実践できるようにするという意味である。また、研究機関の倫理査定を行う組織の独立性が論じられた。他大学のパネリストのうち、香港大学のDanny Chan教授からは大学主導によるトップダウン式の研究公正に関わる教育プログラムの実践が報告された。その際、教育結果の測定方法をどうするか、評価基準をどのように設定するかが問題となった。

二番目のディスカッションでは、国や地域ごとの問題や取り組みが主題となった。パネリストは、香港バプテスト大学のRoland Chin教授、韓国のソウル国立大学In Jae Lee教授、オーストラリア、クイーンズランド大学のSusan O'brien博士、パキスタン、アガ・カーン大学Anwar Siddiqui教授、中国、Siyidi International Educatin Consulting ServiceのPing Sun博士、香港理工大学Alexander Wai教授。チェアを務めたのはインド、タタ記念センターのSurendra S Shastri教授である。研究不正の生じる原因として、研究者や研究機関の官僚的で不透明なシステム、説明能力の貧弱さが指摘された。盗用、データや画像の改ざん、引用の操作、二重投稿、特に非英語圏では現地語と英語の二重投稿や自己盗用が問題として言及された。こうした不正を防ぐためには、研究公正に関わる職員（アドバイザー）の役割の重要性も指摘された。

これらを踏まえて、様々な機関によって制定、検討されている研究公正のためのガイドラインや基準が紹介された。その一つが、中国の清華大学が出資し運営している論文データベースCNKI(China National Knowledge Infrastructure)である。このデータベースは中国内の研究成果の国際発信を旨としており、中国語のジャーナルの英語版を並行して収録している。現在、論文登録のためのガイドラインを作成中である。

また、米国科学アカデミー (NAS, National Academy of Sciences)の研究成果を出版している米国アカデミー出版会(the National Academies Press)の研究公正に関する問題設定と結論をまとめた文書「科学研究における公正さ」の紹介があった。ここでは、研究公正に関する実践として

以下の結論が記載されている。1.科学研究の公正さの問題に注意を向けることは、市民、科学者、研究機関、科学的探求そのものにとって重要である、2特定の研究環境における公正さを査定する確率した測定方法は存在しない、3方針や手続きの普及と遵守は必要だが、研究における責任ある行動を確立する手段としては不十分、4研究公正の促進や評価の問題に取り組む方法を確実に支援するような証拠は存在しない、5研究上の責任ある行動についての教育は不可欠だが、それが適切に創造的な方法で行われなければ、教育はわずかな成果か、ほとんど効果を発揮しない、6研究機関の自己査定は研究公正を持続的に促進し査定するために効果的なものである。

* 参考URL

米国アカデミー出版会、科学研究における公正さ INTEGRITY IN SCIENTIFIC RESEARCH, The National Academic Press, U.S.

<https://www.nap.edu/read/10430/chapter/1#vi>

一般発表では、各組織での研究公正に関する取り組みが紹介された。

- Ted Rohr、オーストラリア、ニューサウスウェールズ大学。国際共同研究における研究公正が主題。国や地域、助成金によって公正さの規定が異なる場合、どうすれば良いかを考えるための規定として、Australian Code for the Responsible Conduct of Researchを紹介。
- Barbara Doherty、オーストラリア、ラ・トローブ大学。2014-2016年にかけて同大学の合計84の研究プロジェクトについて、研究公正に関する対面式の監査を行った。監査を行ったのは研究公正委員会と研究公正アドバイザー。責任ある研究実践にポジティブな結果が得られた。
- 大西勇喜謙, et al. 日本、総合研究大学院大学。大学院生を対象にした研究公正の教育プログラムの紹介。講義形式とワークショップ形式。学生のコメントを参照する限り、社会における研究公正の重要さは深まったようだったが、より定量的、実証的な教育効果の測定が必要。
- Yuan-Hsuan Lee et al. 台湾、国立台中教育大学。研究公正に関するオンライン教育プログラムの受講の効果についての報告。台湾の大学院生767名を被験者にした対照実験の結果、オンラインコースを受講した学生の公正な研究に関する知識や行動に改善が見られた。
- Chien Chou et al. 台湾、国立交通大学。台湾では教育部の主導で2014年から高等教育機関での研究倫理教育の手法を確立するためのプロジェクトが行われている。現在、大学院生を対象に、オンライン及び対面式での倫理教育プログラムの受講によるデータ収集を行っており、研究倫理に関する誤解の改善がどれだけなされるかを検討している。当プロジェクトでは、特に、中国語でのデジタル教育コースの成果がどれだけ上がるかを調査中である。
- Kulsoom Ghias、アガ・カーン大学、パキスタン。医学部の学部生を対象とする1年間の研究倫理教育の成果発表。生命倫理のカリキュラムの一環として研究公正を扱う。その中には、盗用をいかに裂けるかという、望ましい研究実践に関する判断を論じるものと、医療専門家として必要な倫理的な価値観について論じるものとが用意された。これらの主題は学生同士のディスカッションを通じて扱われた。
- Prasit Palittapongarnpim、タイ、タイ国立科学技術開発庁。インパクトのある研究や商業に応用できるプロトタイプを提供できる研究をせよというプレッシャーが高まっているのは、タイのようなmiddle income国でも同様。タイでは、現在、研究公正局Office of Research Integrityと研究開発高品質促進部門Research and Development Quality Promotion Divisionが設けられ、研究公正に関する研究に着手されたところである。
- Tam Nguyen、オーストラリア、聖ヴィンセント病院、メルボルン大学。研究中心の病院である聖ヴィンセント病院で行われている研究公正に関する様々な教育プログラムの検討。教育プロ

グラムの中には、オンラインでの調和のとれた良き臨床実践のための国際会議(ICH-GCP) のプログラム、研究監査プログラム、研究倫理と研究不正に関する教育ワークショップの紹介。

- ・ In Jae Lee、韓国、ソウル国立大学。韓国政府は2007年以来、研究倫理のために予算を割いている。Center for Research Ethics Informationが発足し、大学の研究者に対する研究公正の教育を行うことを目的としている。CREは研究者にとっての問題が生じた際に相談先の機関として機能しており、国内外の研究者との情報共有やネットワークの確立を目指している。
- ・ Anwar Ali Siddiqui、パキスタン、アガ・カーン大学。論文数の増加に伴い、不正な研究論文の数も増加し問題となっている。盗用やデータの改ざん、二重投稿、不適切なオーサーシップなどの問題は、学術誌の編集委員の負担を重いものになっている。盗用やデータの出典を検知、特定する技術の進展はこうした負担を軽減させてくれる。

【2月22日】

- ・ 国際・学際的研究プロジェクトにおける研究公正の問題が主題。
- ・ 世界研究公正会議(WCRI)を通じて制定されたシンガポール声明、モントリオール声明の紹介。

三日目の主題は、国際的な協力体制のもとで生じる研究不正のケースであった。研究プロジェクトは必ずしも一国内にとどまるとは限らない。国際的な研究協力体制が広がる中で、国や地域によって法律またはガイドラインの違いをどのように配慮し疑わしい行為を防ぐか、あるいは不正が起きてしまった場合その事態を検討すべきか、より複雑な判断が求められる。チェアを務めたのは米国のZoe Hammatt氏、提題者とディスカッサントとしてシンガポール、南洋理工大学のTimothy John White教授、日本の研究公正推進協会の市川家國教授、カナダ保健研究協会Canadian Institutes of Health ResearchのSusan Zimmerman氏が登壇した。

ここでは、研究公正世界会議(WCRI, World Conference on Research Integrity)が実施しているアムステルダム計画(Amsterdam Agenda)が紹介された(<http://www.wcri2017.org/program/amsterdam-agenda>)。この計画は、公正な研究を促進するために効果的な方法の評価を目指したものである。現在、研究プロジェクトのプレイヤーを、研究者、研究機関、助成金団体、政府、専門家組織、雑誌の6つに分類し、研究に重要な順番、研究公正の査定に重要な順番や役割のサーベイを実施している。なおこの結果は2017年5月にアムステルダムで開催される第5回研究公正世界会議で公開、検討する予定とされている。加えて、国や地域はもちろんだが、研究分野ごとの違いも、学際的な研究プロジェクトを推進する上で疑わしい研究の要因になりうるし、異なる助成金を受けて実施している研究活動でも同様に問題が起きた時の責任の所在が曖昧なものになるという指摘があった。

また、上記のアムステルダム計画でも参照されているのが、2010年に出版された、研究公正に関するシンガポール声明である。51カ国340名による協議を経てまとめられた宣言の内容は4つの原則と14の責任事項から構成される。4つの原理とは、誠実さ、研究活動に対する説明責任、専門家への礼儀と公正さfairness、受託責任である。また14の責任事項とは下記のとおりである。1公正さintegrity、2規則遵守、3研究方法、4研究記録、5研究上の発見、6オーサーシップ、7出版での謝辞、8ピアレビュー、9利益相反、10公衆とのコミュニケーション、11無責任な研究実践の報告、12無責任な研究実践への対応、13研究環境、14組織としての考慮。

さらに、国際的・学際的な協働研究における研究公正のガイドラインとして、2013年に出版された越境型研究協力における研究公正に関するモントリオール声明が紹介された。この宣言は、シンガポール宣言をもとに、研究に携わる個人や組織の責任事項を4つの分類と20の項目あげてい

る。協働における一般的な責任：1公正さintegrity、2信頼、3目的（共同研究の目的は知識の拡大と人類の利益）、4目標（研究協力者同士が研究の目標設定に同意していること）。共同研究の管理上の責任：5コミュニケーション、6合意、7法律、政策、規則の遵守、8費用と報酬、9透明性、11監視。共同関係における責任：12役割と責任、13慣習的な実践と前提、14衝突[の解決]、15代表者の権限。研究成果への責任：16データ・知的財産・研究記録、17出版、18オーナーシップと謝辞、19無責任な研究実践への対応、20説明責任。

【グループディスカッションで出された論点など】

本会議では、基調講演の合間に合計4回、ランダムに割り当てられたA-Eのアルファベット毎のグループでディスカッションが行われた。報告者の加わったグループでは下記のような主題が論じられた。

- ・研究公正のための倫理教育プログラムは、各国ともにオンラインでの受講システムが主流であった。現地語と英語を両方準備しているという国が、台湾、韓国、日本などのアジア圏では多い。ただし、翻訳の難しさや伝わりにくさの指摘もあった。
- ・研究不正として最も議論が集中したのは盗用であった。研究者自身が、特に言語を変えて二重投稿をおこなって業績を実際よりも多く見せたり、不適切な引用をすることをいかに回避するかが分野を問わず広く指摘された。
- ・学生の論文指導について。指導学生の論文や受講生のレポートに盗用がある場合、教育過程であることを考慮して、注意喚起を行うといった対応が主流であり、厳罰を課す方向性の対応はほぼなかった。それと同時に、卒業論文や修士論文、博士論文、レポートの盗用を発見するために研究機関が専用のソフトウェアを利用するケースもあった。
- ・大学院生からの意見。研究公正という主題は、研究費の適正な使用法や盗用などの不正行為を回避することだけでなく、学生に対する教育の質や時間量も扱われるべき。大学の教育水準の評価方法や、指導時間の確保、ハラスメントの問題などが学生として最も関心がある。研究公正を主題とする会議には、より多くの学生が参加できるように工夫する方が良いのではないだろうか。
- ・研究公正の理念について地域差や文化差はあるのか。この主題について否定的な態度を示す研究者が多勢だった。捏造や改ざん、盗用などが問題になるのはどの国や地域でも同じであり、そうした不正が起こる要因として指摘されることも、論文出版や競争的資金の獲得へのプレッシャーであり、これといった違いはあまりなかった。ただし、アジア圏では個人の権利よりも組織への義務が優先され、欧米では権利意識がより強いといった研究風土の違いは一定程度、研究者個人の実感とも一致しているようだった。ただし、こうした価値観の差を、「西欧・非西欧」といった地域と紐づいた名称で呼ぶとステレオタイプ化の恐れがあるため、「規則基底的rule-based」「関係基底的 relation-based」といったその内実で呼ぶ方がより倫理的に問題が少ないだろうという指摘もなされた。

（作成 西條玲奈）